

PTA等共済だより

2013年第4号
2013/5/31発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■ PTA等共済法第18条に基づく立入検査について

行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは会計の状況について質問させ、又は帳簿書類その他の物件について検査させることができます。 (法第17条)

文部科学省では、この規定に基づき、共済団体に対して立入検査を実施しています。効率的な検査のため、あらかじめ重点検査事項を決定し、検査実施日時とともに文書で共済団体に通知しています。また、この時には必要に応じて資料の事前提出をお願いする場合があります。

立入検査は、「共済事業を行うPTA及び青少年教育団体に係る検査マニュアル」に沿って行い、記載されている各チェック項目を確認していきます。この検査マニュアルは、ホームページでも公開されているものであり、共済団体が立入検査の前、あるいは日常業務において、自己点検できるようになっています。

法律に違反する取扱いがされていないか、共済契約や共済金支払を共済規程に従って適正に実施しているか、申込書や支払請求書、帳簿類も見ながら確認しています。共済事業以外の事業であっても、共済事業に影響を及ぼすことがないかなど確認しています。



立入検査の様子

■ 任意団体の共済事業認可の手続きのながれについて

法に基づく共済事業を実施するにあたり団体内部で、その実施方法（PTAで実施するか安全互助会で実施するか等）、共済事業の内容（共済掛金や補償の内容等）や、事務処理体制などについて十分に検討する必要があります。十分な準備期間を確保し、行政庁の意見等を聞きながら進めていくことが必要です。

また、認可の申請を行うためには法人格の取得が必要となります。また、安全互助会などの特定関係団体の場合は、理事の構成などの要件に注意する必要があります。法人設立後に申請書類等の準備を進めていきます。

■ 共済規程を変更する場合等の社員総会・評議員会決議について

共済規程は、事業方法書、共済約款、算出方法書から成るもので、それぞれ共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び準備金に関する事項をまとめた重要な文書です。民間保険を契約した場合に分厚い冊子をお受け取りになった経験があると思いますが、その中に記載されている約款は内閣総理大臣の認可を受けることとされています。

PTA等共済においては、認可申請時に共済規程を出していただくことになっています。その際、共済規程の設定を決議した社員総会又は評議員会の議事録又はその謄本を添付することになっています。（社員総会又は評議員会での決議が必要であるということです。）また、共済規程を変更する際にも軽微な事項で定款で定めるものを除き、社員総会又は評議員会の決議を必要としています。

法に基づく共済事業を適正に事業運営していくためには、団体内部での意思統一が必要です。

■ FAQ Q1：共済事業認可を検討しています。共済事業のメリット・デメリットを教えてください。

A1：PTA等共済法に基づいて実施される共済事業は、PTA等の主催行事、学校管理下の活動、学校管理下以外の活動などにおいて、万が一事故等が起きた場合に、治療費の支払い等を行うものです。各種活動に安全かつ安心して参加できる環境を整備するものであり、児童又は青少年の健全な育成と福祉の増進、青少年教育の振興等に資するものとして極めて重要な意義を有しています。①法に則った事業で安定性や安心を確保できること、②安価な掛金で手厚い補償が可能であること。③各団体の実情に即した制度設計や運営が可能であることが主なメリットです。一方で、民間保険を利用した場合と異なり、支払請求事務が必要になるなど事務処理体制の確立が必要になってきます。

Q2：区分経理とはどのようなことですか？

A2：共済事業以外の事業を行う場合には、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならないとしています。（法第10条第1項）また、共済会計に属する資金を他の会計に繰り入れたり、共済会計に属する資産を担保に供して、共済事業以外の事業に係る会計に属する資金を調達することはできません。（法第11条）ただし、他の会計から共済会計へ繰り入れることは可能です。このように共済事業に係る会計と共済事業以外の会計を区別することが区分経理です。



■ おしらせ

- ・平成25年度第1回PTA等共済法事務担当者会議（6/6, 6/7）の参加申込みありがとうございました。参加申し込みをされた方宛に、5月13日に開催通知をメールで発信させていただきました。
- ・業務報告書の行政庁への提出は、6月末が期限となっています。ご注意ください。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

次号の発行予定：平成25年6月末

■ 共済団体のご紹介

★ 平成23年4月1日から事業を開始した先輩団体から

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会（平成23年3月7日認可）

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会は、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づき、平成23年4月、全国に先がけて設立されました。

平成18年度の保険業法改正以来、前身の安全互助会の運営が困難となり、全国の安全互助会の方々と新たな法律の制定をお願いしながら、積立金を取り崩すなどの方策をとり、任意団体として運営を続けてまいりました。幸いにして、多くの関係者のご尽力により、平成22年5月にPTA等共済法が成立し、いち早く県の認可を受け、一般財団法人として事業を始めることができました。今年で設立3年目に入ります。以前の安全互助会時代とは異なり、総会に代わっての評議員会・理事会の運営（特に定足数の確保）、公認会計士の監査、事業報告書の県への提出、県の立入検査等、何かと気を遣うことが多いですが、皆様のご協力により、ほぼ順調に推移しています。文科省の吉谷係長始めPTA等共済室の皆さん並びに県教委のみなさんの日頃からの丁寧なご指導・ご援助にも感謝しております。

なお、平成23年度から、全国安全互助会連絡協議会事務局を静岡県から引継ぎ、會田会長のもと、会の充実・発展に努めています。現在15団体の参加ですが、共済事業を実施する際の様々な悩みや情報交換をする場として、貴重な組織となっています。これから認可を目指す団体の参加も大歓迎ですので、お考えいただければ幸いです。

（事務局長：細田）



埼玉県高等学校安全振興会事務局の皆さん

☆ 平成25年4月1日からスタートした仲間から

一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団（平成25年1月25日認可）

「相互扶助の精神に立つ共済制度」

前身の熊本県PTA災害見舞金安全会は、平成18年に財団法人となりそれまでの制度の存続と充実を図るとともに、熊本県PTA連合会安全互助会で扱っていたPTA会員対象の相互扶助事業も引き継ぎました。平成25年1月に共済事業の認可をいただき、4月より新たに一般財団法人熊本県PTA教育振興財団となり、見舞金給付制度も「PTA・青少年教育団体共済法」により熊本県PTA共済として新たに出発しました。

平成23年度から少しずつ準備を始めてはいたものの、なかなか思うように作業が進まず予定より1年遅れとなってしまいました。規程や約款の変更なども、「できるだけ今までのままで…」ということでしたが、実際に作業を進めていくと変更しなければならない箇所が至る所にあり、一つ一つ確認しながら進めていくには、時間がどれだけあっても足りないと感じるほどでした。

そのような中、所管の県教育委員会社会教育課の野村先生には、窓口としてご助言やご指導をいただき大きな力となりました。文部科学省の吉谷係長には、何度もメールや電話での対応をしていただき感謝申し上げます。また、公認会計士の飯村先生には実務面でお手伝いいただき何とかここまでこぎつけたという感じです。多くの皆様の支えがあってこそと感謝しております。

新財団としてスタートし、2か月が過ぎようとしています。問い合わせの電話も多く、多忙な日々を送っていますが、会員皆様の相互扶助の精神に支えられて、学校教育やPTA活動をはじめとした教育活動が、安心して行われるよう今後も様々な事業を展開して参りたいと思っています。ありがとうございました。益々お世話になります。（事務局：蓑田）



熊本県PTA教育振興財団事務局の皆さん



この電話で皆さまをお待ちしています。直通です。（笑）

PTA等共済室の動き

平成25年4月12日 全国子ども会連合会 共済事務担当者会議に参加。「コンプライアンス管理」について講義いただきました。コンプライアンスとは何か、これからできる具体的な取り組み等について、お話をさせていただきました。

平成25年4月19日 一般社団法人沖縄県高等学校安全振興会「PTA等共済事業研修会」にお招きいただきました。児童生徒等をめぐる共済制度の全体イメージ、PTA等共済法の成立経過や法の概要、共済事業、及び新公益法人制度について講義しました。

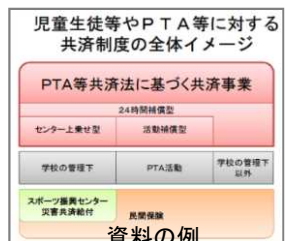
■ 研修資料及び講師派遣のご案内

研修会や勉強会に参加できない団体役員の方や事務職員向けに、研修資料を提供しています。

1テーマ30～60分で実施できるように、ボリュームや内容を考慮しています。現在、10テーマを用意しております。

例）PTA等共済法制定経緯、法、認可申請手続き、保険（共済）用語、共済規程、コンプライアンス、監督・立入検査、内部管理体制 他

理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせたもので対応しております。お気軽にご相談ください。



■ 編集後記 骨董収集という共通の趣味を持つ恩師（元上司）から1冊の本を紹介されました。小林秀雄の「骨董」という随筆です。小林秀雄は「骨董はいじるものである。美術は鑑賞するものである。」と言っています。

鑑賞（待つて傍観している）だけでは、それ（PTA等の共済団体）が持っている機能や美しさはわからない。いじって（訪問してよくお聞きして）みてこそ、それがわかり、美しいもの（PTA等共済）を所有（大事に）したいと思うのが人情の常である。

この随筆を理解するには、まだ少し経験不足ですが、各地をお邪魔させていただき、上記のように解釈しました。本紙を作ったのもこのような思いがきっかけとなりました。少しでも皆様の問題解決にお役に立てばと思います。（PTA等共済室 吉谷）